

平成 27 年 5 月 18 日

ロッテルダム条約第 7 回締約国会議(COP7)が開催されました

平成 27 年 5 月 12 日から 15 日までジュネーブ(スイス)において、特定の有害化学物質等の輸出に先立って、輸出国が輸入国の輸入意思を確認した上で輸出を行うこと等を規定するロッテルダム条約(PIC 条約)の第 7 回締約国会議(COP7)が開催されました。

当会合において、新たに 1 物質が附属書Ⅲ(輸出手続きが必要となる化学物質)に追加され、2015 年 9 月 15 日に発効することが決まりました。

1. 会議の成果

会議では、各国からの意見を受けて、個別のテーマに沿って集中的な議論が行われました。

会議の主な成果としては、次のとおりです。

(1)条約への新規規制物質の追加

化学物質検討委員会(CRC)が附属書Ⅲ(輸出手続きが必要となる化学物質)へ新たに追加することを勧告した物質群の内、1 物質について、今次締約国会議において、下記の表のとおり附属書Ⅲに追加され、2015 年 9 月 15 日に発効することが決まりました。

今後各加盟国は、対象物質について、附属書の発効までに国内法令で担保することになります(注)。

○附属書Ⅲへの追加

化学物質	関連する CAS 番号	分類
メタミドホス	10265-92-6	駆除剤

(備考)規制内容の詳細については、下記の条約事務局のホームページから会議文書をご覧ください。

PIC 条約ホームページ(英語) : <http://www.pic.int/>

(注) 我が国においては、外国為替及び外国貿易法、及び、輸出貿易管理令に基づき、ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質を輸出しようとする者に対し、承認を受ける義務が課されており、同承認は、ロッテルダム条約の規定に定める要件に該当する場合に限り行うこととしています。このため、附属書Ⅲへの上記物質の追加の発効日以降、この化学物質を輸出しようとする者は、同承認を受けることが必要となります。

2. 第7回締約国会議の概要

(1)開催地・会議期間

開催地:ジュネーブ(スイス)

会議期間:平成27年5月12日(火)~5月15日(金)

(2)主な議題

○条約への新規規制物質の追加

(3)出席者

会議の議長は Mohammed Khashashneh 氏(ヨルダン)が務め、我が国からは、外務省及び経済産業省から構成される政府代表団が出席しました。

【参考】ロッテルダム条約(PIC条約)とは

ロッテルダム条約は、化学物質の危険有害性に関する情報が乏しい国へ輸出することによって、その国の人の健康や環境への悪影響が生じることを防止するため、輸出国は、特定の有害物質の輸出に先立って、輸入国政府の輸入意思を確認した上で輸出を行うこと等を規定している条約です。

対象物質については、化学物質検討委員会(CRC)において議論されたのち、CRCから締約国会議(COP)にこれらの化学物質を附属書Ⅲに追加することが勧告されます。COPにおいて附属書Ⅲに追加することが決定された化学物質は、輸出手続きの対象となります。

経済産業省関連情報ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pic.html

PIC条約ホームページ(英語)

<http://www.pic.int/>

PIC条約の加盟国(英語)<Ratificationの欄に日付の記載がある国>

<http://www.pic.int/Countries/Statusofratifications/tabid/1072/language/en-US/Default.aspx>

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課長 山内

担当者: 田村、花輪、宗兼

電話:03-3501-1511(内線 3691~5)

03-3501-0080(直通)